

【資料4】

第1章 計画の概要

1 第5次松戸市地域福祉計画の基本的な考え方

■基本理念

みんなで築く福祉のまち～地域共生社会の実現を目指して～

■めざす将来像

すべての市民が安心して住み良い地域社会

本市では、これまで「みんなで築く福祉のまち～地域共生社会の実現を目指して～」を基本理念に掲げ、地域住民をはじめ、町会・自治会、地域で活動する市民活動団体、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、民間事業者、民生委員・児童委員、行政など、多様な主体の連携と協働により、地域福祉の推進に取り組んできました。

また、国においては、地域福祉の推進を通じた「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しており、令和9年4月1日施行の社会福祉法等の改正においても、地域の実情に応じた包括的な支援体制の充実や地域福祉の推進に向けた制度の見直しが進められています。

しかしながら、地域社会のつながりの希薄化や担い手不足など、市民生活を取り巻く環境は大きく変化しており、従来の制度や分野ごとの支援だけでは対応が難しい課題も増加しています。

こうした状況を踏まえ、第5次松戸市地域福祉計画においても、引き続き「みんなで築く福祉のまち～地域共生社会の実現を目指して～」を基本理念とし、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが互いの人権と尊厳を尊重し合い、自分らしく安心して暮らすことができる「すべての市民が安心して住み良い地域社会」の実現を目指します。

その実現に向けて、身近な地域から地区、市全域へと重層的につながる中で、多様な主体が互いに支え合いながら連携・協働し、地域における様々な生活課題の解決や地域づくりに取り組むことが重要です。こうした取り組みを通じて、誰一人取り残されることのない地域共生社会を実現できるよう、本計画を策定します。

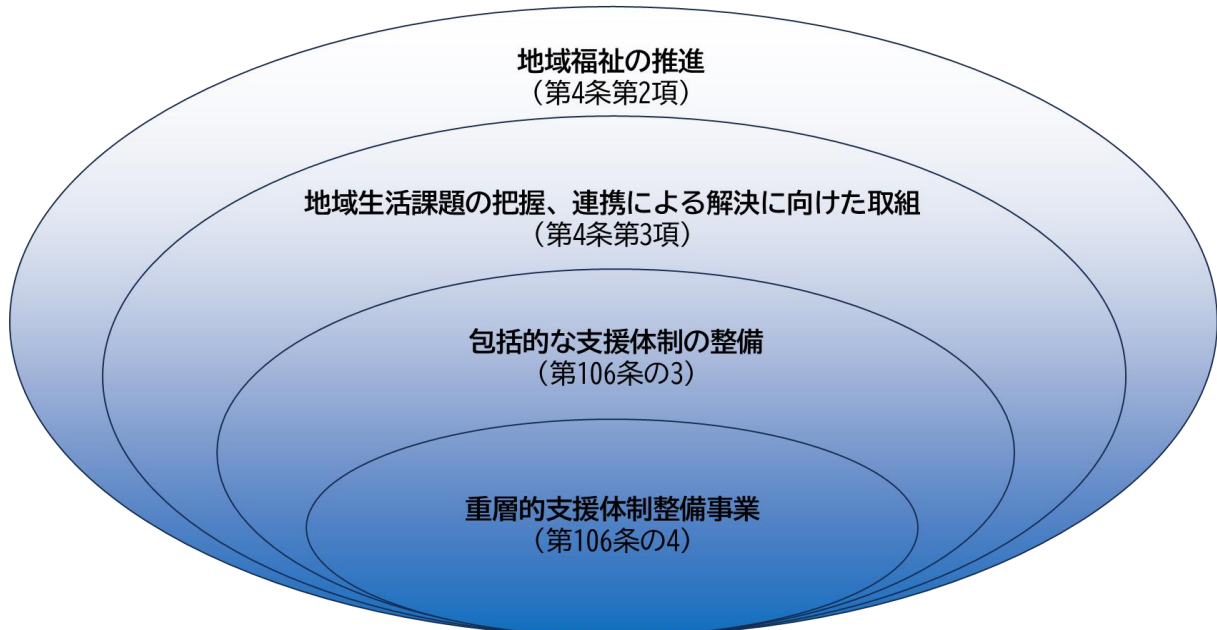
「地域共生社会」とは・・・

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より



地域共生社会の実現（社会福祉法第4条第1項）



出典:厚生労働省

2 松戸市地域福祉計画の位置づけ

「松戸市地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に定められた市町村地域福祉計画として策定する計画です。誰もが住み慣れた地域で支え合いながら、安心して幸せな生活を送ることができるよう、地域福祉推進の主役である市民や社会福祉関係事業者、地域福祉活動の担い手による取り組みと、それらを支える市の施策を総合的に示しています。また、本計画は、千葉県地域福祉支援計画の理念との整合を図るとともに、松戸市人権施策に関する基本方針を踏まえ、人権尊重の視点に基づいた地域福祉の推進を目指して策定しています。

社会福祉法（抜粋） （地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 六 地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

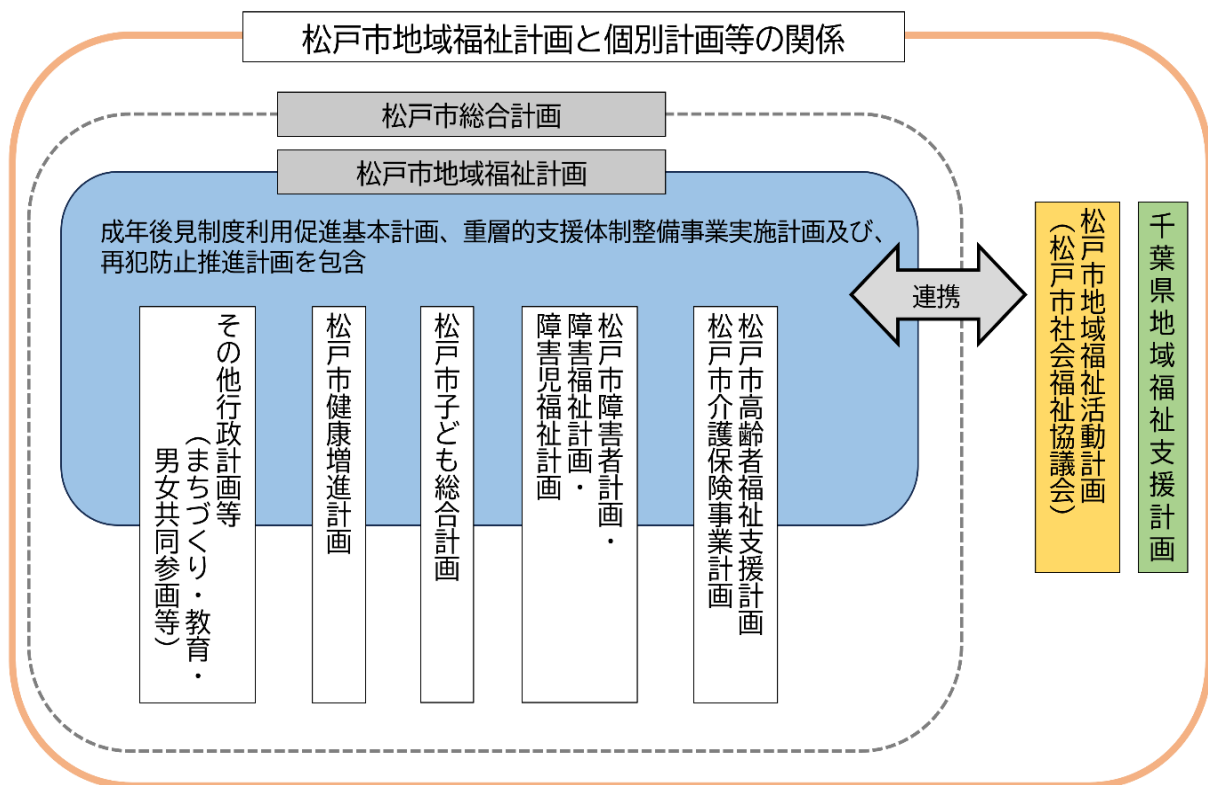
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

個別計画との関係

本市では、政策の基本的な方向を、総合的、体系的にまとめた最上位の計画である「松戸市総合計画」（計画期間：令和４年度から令和１１年度までの８年間）を策定しています。

また、健康福祉分野の行政計画として、「第１１期松戸市高齢者保健福祉計画・第１０期松戸市介護保険事業計画(いきいき安心プランⅨまつど)」、「第５次松戸市障害者計画・第８期松戸市障害福祉計画・第４期松戸市障害児福祉計画（まつど３つのあいプラン）」、「第３期松戸市子ども総合計画」、「松戸市健康増進計画(健康松戸 21Ⅳ)」などが策定され、個々の計画に基づいて施策がすでに展開されています。

この「松戸市地域福祉計画」については、「松戸市総合計画」を上位計画として策定され、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」であり、健康福祉分野の計画のみならず、まちづくりや教育、男女共同参画など各行政計画との調和を図り、かつ福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定されるものです。併せて、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第１４条に基づく、市町村における「成年後見制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画」、社会福祉法第１０６条の５に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」及び再犯防止推進法第８条に基づく「再犯防止推進計画」を包含しています。



3 第5次松戸市地域福祉計画の期間

第5次松戸市地域福祉計画の計画期間は、令和10年度からの5か年です。

西暦		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
令和		6	7	8	9	10	11	12	13	14
松戸市	総合計画 (令和4年度～令和11年度)									
	第4次地域福祉計画 (令和5年度～令和9年度)									
	第5次地域福祉計画 (令和10年度～令和14年度)									
	第10期高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)									
	第11期高齢者保健福祉計画 第10期介護保険事業計画 (令和9年度～令和11年度)									
	第4次障害者計画 (令和6年度～令和8年度)									
	第5次障害者計画 (令和9年度～令和11年度)									
	第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)									
	第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画 (令和9年度～令和11年度)									
	第2期子ども総合計画 (令和2年度～令和6年度)									
	第3期子ども総合計画 (令和7年度～令和11年度)									
	健康松戸2 1 III (平成26年度～令和6年度)									
	健康松戸2 1 IV (令和7年度～令和18年度)									
	第6次松戸市地域福祉活動計画 (令和5年度～令和9年度)									
社会福祉 協議会	第7次松戸市地域福祉活動計画 (令和10年度～令和14年度)									
千葉県	第4次地域福祉支援計画 (令和5年度～令和8年度)									

4 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕

すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心した暮らしを続けていくためには、できるだけ身近な場所で支え合う仕組みづくりが必要になります。よって、地域福祉の推進にあたっては、これまでのように地域の方の生活に密着した生活圏を踏まえた推進の単位を設定します。

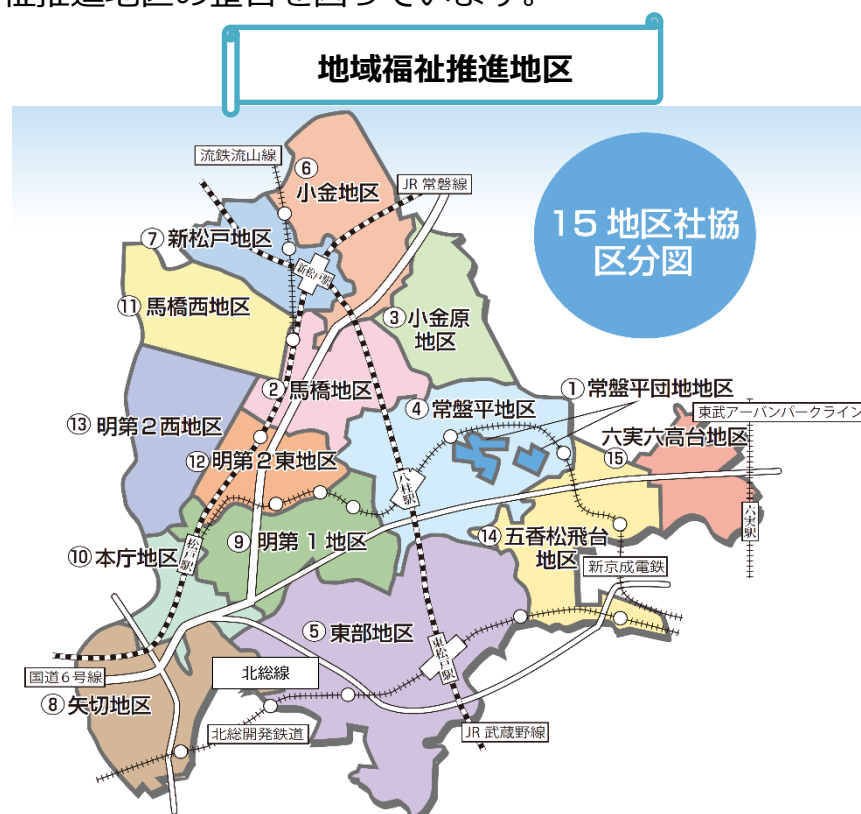
（１）基本福祉圏【松戸市全域】

千葉県地域福祉支援計画では、市町村域を「基本福祉圏」としています。本市においても、市域全体を「基本福祉圏」とし、地域福祉の総合的な推進、調整を行っていきます。

（２）地域福祉推進地区【15 地区社会福祉協議会の地区割】

地域福祉を推進するには、一般的には人口 2 万人ぐらいの中学校区や人口 1 万人ぐらいの小学校区がひとつの地区として想定されていますが、松戸市地域福祉計画では、人口や交通、さらには福祉施設や福祉団体などの社会福祉資源の配置などを考慮して、市内にある 15 地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の地区割をその単位とし、「地域福祉推進地区」として設定します。

「第 11 期松戸市高齢者保健福祉計画・第 10 期松戸市介護保険事業計画（いきいき安心プランⅨまつど）」において設定される日常生活圏域においても、この地域福祉推進地区の整合を図っています。



5 松戸市社会福祉協議会との連携

社会福祉法第 109 条において、松戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、地域福祉を推進する中核的な担い手として位置付けられています。

市社協が策定する「松戸市地域福祉活動計画」は、地域住民や関係団体が主体となって地域福祉を推進するための活動・行動計画としての性格を有しています。

近年、少子高齢化や地域のつながりの希薄化、生活課題の複雑化・多様化が進む中、これまでの社会福祉制度だけでは対応が困難な課題への対応が求められており、市社協の役割はますます重要となっています。

また、平常時におけるボランティア活動などの地域福祉活動に加え、災害時には災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営を担うなど、本市と市社協が一体となって連携していくことが不可欠です。

今後も、「松戸市地域福祉計画」と「松戸市地域福祉活動計画」の整合性を図りながら、市社協との連携をより一層強化し、多様な主体が協働する地域福祉の推進体制づくりを進めることで、地域共生社会の実現を目指します。

○市社協と地区社協

	市社協	地区社協
性格	社会福祉法に位置づけられた民間団体。全国ネットワークにより、活動を進めている。外郭団体として、継続的に、人的又は財政的に支援を行う市と密接な関係にある団体。	地域福祉を推進する自立性を有する市社協の内部組織。問題の解決に向けて自発的に活動する。地域において、福祉のまちづくりを担う。
対象地域	市域全体	市内 15 地区
取り組み	・地域に密着したきめ細やかな福祉 ・ボランティア活動の充実	・住民互助活動の取り組み ・地域で福祉のまちづくりを実践
組織構成	市内全域の住民組織、公私の社会福祉や保健・医療・教育などの関連分野の関係者、地域社会を形成する幅の広い様々な専門家、団体、機関	地域に密着した団体・個人(評議員構成：町会・自治会、民生委員児童委員、福祉ボランティア、はつらつクラブ、子ども会育成会、スポーツ推進員、小中学校等、青少年相談員など)

◆地区社協の設置状況

令和8年3月31日現在

No	地区名	発足年月日	所在地
1	常盤平団地	平成8年12月8日	常盤平 3-30 常盤平市民センター内
2	馬橋	平成9年4月29日	馬橋 1854-3 馬橋東市民センター内
3	小金原	平成9年6月29日	小金原 6-6-2 小金原市民センター内
4	常盤平	平成9年7月19日	常盤平 3-30 常盤平市民センター内
5	東部	平成9年9月28日	高塚新田 494-9 東部市民センター内
6	小金	平成9年12月14日	小金きよしヶ丘 3-1-1 小金市民センター内
7	新松戸	平成9年12月23日	新松戸 3-27 新松戸市民センター内
8	矢切	平成10年12月12日	上矢切 299-1 松戸市総合福祉会館内
9	明第1	平成10年12月19日	上本郷 3018-1 明市民センター内
10	本庁	平成11年2月6日	松戸 1389-1 松戸市民会館内
11	馬橋西	平成16年5月16日	西馬橋蔵元町 177 馬橋市民センター内
12	明第2東	平成17年5月22日	南花島 4-63-5
13	明第2西	平成17年5月22日	古ヶ崎 4-3490 古ヶ崎市民センター内
14	五香松飛台	平成19年5月26日	五香 2-35-5 五香市民センター内
15	六実六高台	平成19年5月26日	六高台 3-70-1 六実市民センター別館内